

(別記様式)

(民生委員)

おもて

大阪市 民生委員・児童委員証	
写真	氏名
	担当 区 地区
	〇〇年 月 日生
大阪市長	
〇〇年 月 日発行	

- ・市章は別色にて印字のこと

裏

-注意事項-	
1	本証は職務中常に携帯し、必要があるときは提示しなければならない。
2	本証を改ざんし、又は他人に譲渡若しくは貸与してはならない。
3	本証を紛失若しくはき損、汚損したとき、又はその記載事項に変更があったときは直ちに再交付手続をとらなければならない。
4	本証は有効期間を満了したときその他、取扱要綱第8条各号に該当するときは直ちに返納しなければならない。
5	本証の有効期間は、〇〇年 月 日から〇〇年 月 日までとする。

(主任児童委員)

おもて

大阪市 民生委員・児童委員証			
写真	氏名	区	地区
	担当	(主任児童委員)	
	〇〇年 月 日生		
大阪市長			
〇〇年 月 日発行			

- ・市章は別色にて印字のこと

裏

-注意事項-	
1	本証は職務中常に携帯し、必要があるときは提示しなければならない。
2	本証を改ざんし、又は他人に譲渡若しくは貸与してはならない。
3	本証を紛失若しくはき損、汚損したとき、又はその記載事項に変更があったときは直ちに再交付手続をとらなければならない。
4	本証は有効期間を満了したときその他、取扱要綱第8条各号に該当するときは直ちに返納しなければならない。
5	本証の有効期間は、〇〇年 月 日から〇〇年 月 日までとする。